

葛尾村立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

葛尾村教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮し、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることで、教職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領において目指している理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針により策定するものである。

葛尾村教育大綱に掲げる「こどもからお年寄りまで 村民みんなが生き生きと学び、輝く葛尾村の教育」を実践するためにも、これまで以上に幼、小・中学校及び地域が連携して教育行政を行うためにも、教職員の業務量及び健康確保措置を行うことを趣旨とする。

(2) 本村の現状

本村では、令和3年12月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「葛尾村立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」を定め、教育職員の在校時間等の管理及びその時間の短縮に取り組んできた。

本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校時間等の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24.1時間	4.5%	0.0%
中学校	月25.5時間	5.9%	0.0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小、中学校あわせて5.2%となっている。

教頭職や部活動などの業務の負担感が大きくなっており、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を減少させる
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を減少させる。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和9年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

基本的には、スクールバス等の運行により児童生徒の登校見守りについては、実施していないが、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進していく。

◆ 放課後から夜間などにおける、児童生徒が補導された時の対応

警察等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

本村においては、給食費等の学校徴収金については、公会計化を行っており、今後新たな学校徴収金等が発生する場合は、精査を行うこととする。

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

首長部局とも連携して、直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等の対応できる体制を構築する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答

校務支援システムの導入等を検討し、村から学校へ発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理

学校プール・体育館の学校開放施設の管理業務については、教育委員会において管理することとする。

◆部活動

中学校の部活動について、原則として平日の活動については、活動時間等の適正化を図ることとし、休日については、できるだけ休養日を設け、大会等に合わせた活動時間等の適正化をはかる。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー等の専門的知見を活用し、教職員等が連携した支援体制を構築する。

教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校が連携し、学校が組織として適切な役割分担のもと支援が行える支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初に計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しや放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

・デジタル技術の活用により、校務等を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成を見える化する。

・勤務時間外の留守番電話機能や録音機能の設置を検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用し職場の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- 学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の閉校期間の設定を行う。

5 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

- 取り組みの着実な実行を図るため、各学校の在校等時間の状況を、毎月開催している管理職会において確認し、具体的措置の取り組み状況などについて教育委員会と学校との間で共有する。
- 学校での児童生徒等の支援にあたり、関係部局・関係機関や地域、学校運営協議会等と連携して取組を実施する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし、課題が見られるときは、内容の聞き取り・指導等を実施する。
- 特に、時間外在校等時間が長時間になっている教育職員や業務の持ち帰り、休息時間の確保が問題となっている学校に対しては、速やかに改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組を推進させるため、管理職向けマネジメント等に関する研修等を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域住民等に対し、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理、健康確保措置の内容について周知を行い、具体的項目について理解・協力を得られるよう取り組む。